

原規放発第 2010232 号
令和 2 年 10 月 23 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成 13 年国土交通省告示第 1094 号)に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について(答申)

令和 2 年 10 月 20 日付け国空航第 2014 号をもって諮問のあった事項については、妥当である。

国空航第2014号
令和2年10月20日

放射線審議会

会長 甲斐 倫明 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉
(公印省略)

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準に関し別添のとおり改正を行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添)

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準に係る諮問事項

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成13年国土交通省告示第1094号）について、以下の改正を行う。なお、本改正は、国際原子力機関における「放射性物質安全輸送規則」の改正を契機に、国際民間航空機関が改正を行った「危険物の輸送に関する技術指針」に基づくものである。

1. 新規7核種※の数量限度の取入れ

新規7核種の放射性物質を輸送容器へ収納する場合の放射エネルギーの限度値を新たに規定。

【別表第二】

※ 新規7核種： ^{57}Ni (28)、 ^{69}Ge (32)、 ^{83}Sr (38)、 $^{135\text{m}}\text{Ba}$ (56)、 ^{149}Tb (65)、 ^{161}Tb (65)、 $^{193\text{m}}\text{Ir}$ (77)のことである。(括弧内は原子番号)

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射エネルギー 単位 Bq
28	^{57}Ni	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
32	^{69}Ge	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
38	^{83}Sr	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
56	$^{135\text{m}}\text{Ba}$	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
65	^{149}Tb	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
65	^{161}Tb	3×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
77	$^{193\text{m}}\text{Ir}$	4×10^1	4×10^0	1×10^4	1×10^7

2. その他

放射性輸送物等が積載されている航空機表面から2メートル離れた位置における最大線量当量率に係る規制を廃止。【第十六条第二項】